

広報

# あいかわ

2013  
6/1  
No.606

ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川



ふんわり  
らっぱら  
シャボン玉  
夢のよう  
虹色  
わくわくするの  
はなげ  
とっぴん。

## もくじ

特集 6月は土砂災害防止月間です! .....2

- 町政情報館 新区長決まる.....4
- 子育てプチポケット・図書カードが当たるお楽しみクイズ....13
- インフォメーション .....14

- みんなのサポセン 愛川華道協会 .....18
- 愛川トピックス.....19



編集・発行/愛川町総務部総務課 〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

☎046-285-2111 (代) FAX 046-286-5021

HP [愛川町](#)

[検索](#)

写真◆県立あいかわ公園

# 6月は土砂災害防止月間です!

— みんなで防ごう土砂災害 —

梅雨から夏にかけての時期は、長雨や台風により、土砂災害が発生する危険性が高まります。特に沢の近くや急な斜面では、土石流や地すべりが発生しやすくなりますので、周辺の地形や避難方法を確認し、土砂災害に備えましょう。

問 消防防災課 ☎ 285-3131



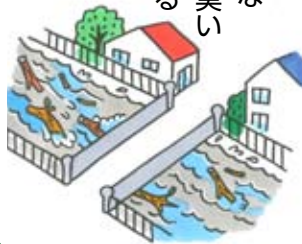
土石流が通った跡

## 土砂災害の前触れ

土砂災害の前には、前兆現象が見られることがあります。  
次のような現象が見られた場合には、土砂災害が発生する危険性が高まっていることが考えられますので、速やかに避難しましょう。

### 土石流の前触れ

- 雨で増水している川の水位が、急に下がる
- 山鳴りがする
- 川の水が濁り、木などが流れてくる
- 火薬のようなにおい、生臭いにおいがする



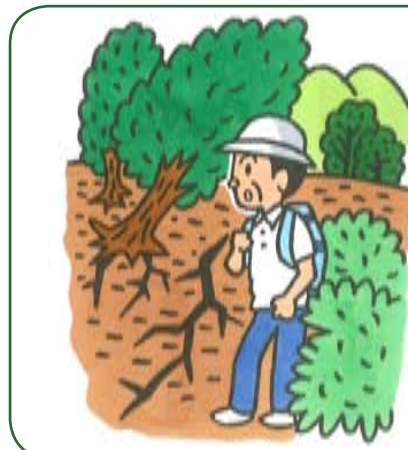
### 崖崩れの前触れ

- 崖からの水が濁る
- 崖から小石が落ちてくる
- 崖に割れ目ができる
- 地鳴りがする



### 地すべりの前触れ

- 沢や井戸の水が増減する、濁る
- 地面にひび割れができる
- 樹木が傾く
- 地鳴りがする



## 私有地の災害対策

私有地にある「自然斜面」や「土壁」などは、個人の財産の一部であり、このような崖地の管理は土地の所有者が行うこととなります。  
崖崩れを起こして、他人に損害を与えないように、日頃から十分な管理に努めましょう。



# 町内の 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生じる恐れがある区域は、土砂災害防止法に基づき「土砂災害（特別）警戒区域」に指定されます。

## 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づいて指定された、土砂災害の恐れがある区域

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域

愛川町では34カ所が土石流の「土砂災害警戒区域」に指定され、そのうち21カ所が「土砂災害特別警戒区域」に指定されています。

土砂災害警戒区域の位置図は神奈川県ホームページで見ることが出来ます。

「土砂災害警戒区域等告示図書：神奈川県」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sabo/bousai/keikai/401.html>

住まいや勤務場所が土砂災害警戒区域内や区域周辺にある方は、あらかじめ

め避難方法を確認し、雨の多い時期には前触れに注意を払うなど、土砂災害に対して特に備えをしてください。



土石流によって全壊した家屋

# 避難時の心得

土砂災害の発生が予想される場合には、町から避難についての情報が発令されます。

これらの情報は防災行政無線放送や防災情報メール、町の広報車や消防団などによりお知らせします。

避難情報は「避難準備情報」→「避難勧告」→「避難指示」の順番で緊急の度合いが高まりますので、段階に応じて避難しましょう。

避難準備情報		土砂災害による被害が発生する恐れが高くなったときに、発表されます。避難の準備として、テレビやラジオの情報に注意しましょう。避難に時間がかかる人は、この段階で避難しましょう。
避難勧告		被害が発生する恐れが明らかに高くなったときに、発表されます。家族や周りの人たちと声を掛け合い、注意して速やかに避難しましょう。
避難指示		被害が発生する恐れが非常に高くなったときに、発表されます。すぐに避難しましょう。時間がないときは建物の上の階へ移動するなど、命を守るための行動を取ってください。



避難訓練の様子

# 協力・協働で土砂災害から命を守ろう！

土砂災害による被害を最小限にするためには、町民の皆さんと地域、行政の協力が欠かせません。

一人一人が防災について知る努力をすること、また行政が防災について知らせる努力をすることが、災害から命を守るために重要です。

町からも積極的に防災情報をお知らせしますので、日々の防災への備えや、地域の防災訓練に参加するなど、日頃から災害に備えましょう。

写真提供：総務省消防庁「チャレンジ！防災48」（避難訓練の様子を除く）

自治会

自治会活動の新リーダー  
区長21人が決まる

問 行政推進課協働推進班 ☎(内線) 3244

このほど各行政区で、自治会活動のリーダーとなる新しい区長が選出されました。

町には21の行政区（自治会）があり、それぞれの地域に住む皆さんが互いに助け合い、活力に満ちた地域をつくろうと、運動会や盆踊り、防犯・防災活動など、創意工夫を凝らした活動が行われています。また、区長の皆さんは、厚木警察署から地域防犯連絡員として委嘱されるなど、さまざまな役割を担っています。

4月23日に開催された第1回区長会で、区長会長に馬場紀光箕輪区長、副会長に引木政昭六倉区長と中島良一両向区長、会計に住吉健二桜台団地区長が選ばれました。

自治会の主な活動◆

災害時の活動 避難所の運営や炊き出しなどに力を発揮します。

お茶の間通信の配布 毎月15日発行の町の広報紙「お茶の間通信」は、自治会の配布員を通して各家庭に届けられます。

各種の活動 運動会や盆踊りなど親睦活動のほか、防犯パトロール、環境美化活動、防災訓練などを実施しています。



桜台団地区長  
住吉健二さん  
【同会計】



両向区長  
中島良一さん  
【同副会長】



六倉区長  
引木政昭さん  
【同副会長】



箕輪区長  
馬場紀光さん  
【区長会会長】



田代区長  
荻田哲郎さん  
【愛川地区ブロック長】



細野区長  
小林弘さん



原臼区長  
平林潔さん



宮本区長  
井上量一さん



川北区長  
小島信男さん



下谷八菅山区長  
神寄孝雄さん



熊坂区長  
熊坂道明さん



上熊坂区長  
吉田法人さん



小沢区長  
榎本照夫さん



三増区長  
未住野實さん  
【高峰地区ブロック長】



角田区長  
沼田晴好さん



春日台区長  
千葉利治さん



大塚区長  
馬場正行さん  
【中津北地区ブロック長】



坂本区長  
大野茂さん  
【中津南地区ブロック長】



半縄区長  
佐藤正平さん



桜台区長  
金子英雄さん



二井坂区長  
宮本久明さん



**協働**

## 町長と話し合うつどいを開催します

町長が直接、町民皆さんの声を聴きする「町長と話し合うつどい」を開催します。

お住まいと異なる地区への参加もできますので、お気軽にお越しください。

※18日はレインボープラザ（愛川織維会館）の駐車場も利用できます。

27日は相愛信用組合の駐車場も利用できます。県道側からは入れませんので、水道みち側からお入りください。

問 総務課広報広聴班 ☎(内線) 3221

**助成**

## 私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します

私立幼稚園に通う園児の保護者を対象に、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

6月上旬から、通園する幼稚園を通じて詳しい案内と申し込み用紙が配布されますので、幼稚園が指定する期日までに幼稚園に提出してください。

問 教育総務課学校教育班 ☎(内線) 3614

■開催日程 ◆開始時間はいずれも午後7時から

開催日	会場	対象地区(該当する行政区)
6月18日 (火)	ラビンプラザ	愛川地区 川北・宮本・原臼・両向・細野・田代
6月20日 (木)	文化会館	高峰地区 角田・三増・箕輪・小沢
6月24日 (月)	文化会館	中津北部地区 上熊坂・熊坂・六倉・大塚・春日台
6月27日 (木)	レディースプラザ	中津南部地区 下谷八菅山・二井坂・桜台・半縄・坂本・桜台団地

**制度**

## 情報公開条例・個人情報保護条例 平成24年度の運用状況

情報公開条例および個人情報保護条例に基づき、両制度の運用状況をお知らせします。

**情報公開制度**

町民参加による一層公正で開かれたまちづくりを推進するため、町が保有している行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

平成24年度の主な請求内容は、道路や下水道の工事に関するものでした。

**行政文書の公開の請求件数** 50件

**請求に対する決定**

- ・文書を公開する旨の決定 34件
- ・文書の一部を公開する旨の決定 13件
- ・文書の公開をしない旨（不存在）の決定 3件

※不服申立ての件数 0件

**個人情報保護制度**

町が保有する個人情報について、基本的なルールを定めるとともに、本人の求めに応じて町が保有する個人情報の開示や訂正などを行っています。

平成24年度末現在、個人情報を取り扱う事務として612事務を登録しています。

問 総務課文書法制班 ☎(内線) 3220

**個人情報の開示の請求件数** 7件

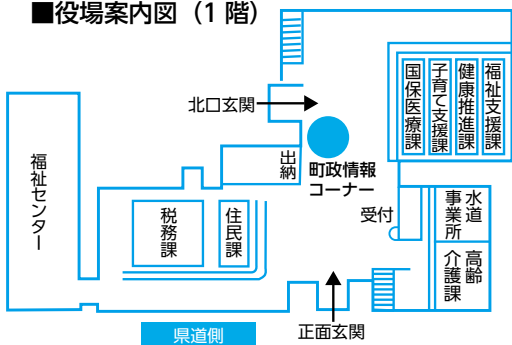
**請求に対する決定**

- ・文書を公開する旨の決定 2件
- ・文書の一部を公開する旨の決定 4件
- ・文書の公開をしない旨（不存在）の決定 1件

※不服申立ての件数 0件

役場庁舎1階に「町政情報コーナー」を常設しています。このコーナーでは、情報公開制度や個人情報保護制度についての案内・相談・請求の受け付け、町政に関する刊行物や資料の閲覧、販売、コピーサービスなどを行っています。どうぞお気軽にご利用ください。

■役場案内図 (1階)



保険

国民健康保険  
加入・喪失の手続きは忘れずに

問 国保医療課国保年金班 ☎(内線) 3381

こんなときは…各種の手続き

〈加入するとき、やめるとき〉

退職などにより、職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときや、就職して国民健康保険をやめるときなど、次の場合には手続きが必要です。国保医療課で必ず手続きをしてください。

〈減免の申請〉

災害に遭った場合や、病気・失業などで生活保護受給者と同等程度の収入状況となった方などで、一時的

に国民健康保険税(国保税)の納付ができなくなってしまう場合は、減免するための申請ができます。

ただし、審査の結果、一定以上の財産(預貯金のほか、処分可能な動産や生命保険など)があると認められる場合や、単に生活に困窮しているというだけでは減免の対象とはなりませんのでご注意ください。

申請方法 ◆各納期限の7日前までに、次の書類をお持ちの上、国保医療課で手続きしてください。

■こんなときは手続きを

国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき
	職場の健康保険をやめたとき
	子供が生まれたとき
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき
	他市町村へ転出するとき
	職場の健康保険に加入したとき
そのほか	死亡したとき
	生活保護を受けるようになったとき
	住所が変わったとき
	世帯主、氏名などが変わったとき
そのほか	保険証の紛失や、汚損などで使えなくなったとき
	修学のため、別に住所を定めるとき
	退職者医療制度に該当したとき

※社会保険の資格喪失証明書など資格喪失日や、扶養している方の有無を証明する書類を必ずお持ちください。

■国民健康保険税の税率等と課税限度額(年額)

基礎課税分 0歳～74歳が対象	所得割額	5.37%
	均等割額	18,800円
	平等割額	22,400円
	限度額	51万円
後期高齢者支援金分 0歳～74歳が対象	所得割額	1.5%
	均等割額	7,200円
	平等割額	8,600円
介護納付金分 40歳～64歳が対象	限度額	14万円
	所得割額	1.45%
	均等割額	7,000円
	平等割額	6,000円
	限度額	12万円

※所得割額…前年中の総所得金額等から基礎控除 33 万円を差し引いた金額(課税所得)  
均等割額…加入者(被保険者)1人につき上記の金額  
平等割額…1世帯につき上記の金額

- ・減免申請書(国保医療課にあります)
- ・給与明細書など直近3カ月間の収入が分かるもの
- ・生計を同一にする世帯全員の預貯金通帳の写し

※具体的な申請書類については、国保医療課にお問い合わせください。

〈国保税について〉

〈国保税の内訳〉

国民健康保険税の年額は、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付分(40歳から64歳の方)の合計です。

〈確実・便利な口座振替〉

口座振替にすると、指定した金融機関の口座から自動的に引き落とされます。納期のたびに納めに行く手間も省け、納め忘れの心配もなく大変便利です。

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した方へ  
〈国保税が軽減されます〉

倒産・解雇など、勤め先の事情により失業を余儀なくされた場合は、届け出により国保税が軽減されます。

対象者 ◆平成24年3月31日以降に離職した方で、離職の翌日からその翌年度末までの期間に、次に該当し求職者給付(基本手当)の受給資格を有する方

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- ・特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

軽減額 ◆国保税は前年の所得などにより算定されますが、対象者は、前年の給与所得をその30/100とみなして算定されます。

軽減期間 ◆離職の翌日から、その翌年度末までの期間

申請方法 ◆公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」をお持ちの上、国保医療課で手続きしてください。届出書用紙は国保医療課にあります。

## 税金

### 家屋の改修工事に伴う 固定資産税の減額について

問 税務課資産税班 ☎(285)6916

自己負担が50万円を超える家屋の改修工事（平成25年3月31日までに締結された工事については、30万円以上）を実施した際、固定資産税が減額される制度があります。施工後3カ月以内に税務課資産税班へ申告してください。必要書類など詳細についてはお問い合わせください。

#### 省エネ改修（熱損失防止）工事をした住宅

省エネ改修（熱損失防止）工事を実施した既存住宅（賃貸住宅を除く）が、次の要件を全て満たす場合、居住部分（1戸当たり120㎡分まで）にかかる翌年度分の固定資産税の3分の1を減額します。

- ・平成20年4月1日から平成28年3月31日に行われた改修工事であること
  - ①窓の改修工事（二重サッシ化・被層ガラス化など）
  - ②①の工事と併せて行う床・壁・天井の断熱化工事
- ・改修工事により改修した箇所が現在の省エネ基準に適合すること
- ・平成20年1月1日以前に建築済みの家屋であること

#### バリアフリー改修工事をした住宅

バリアフリー改修工事を実施した既存住宅（賃貸住宅を除く）が、次の要件を全て満たす場合、居住部分（1戸当たり100㎡分まで）にかかる翌年度分の固定資産税の3分の1を減額します。

・次のいずれかの方が居住する既存住宅

- ① 65歳以上の方
  - ② 要介護認定または要支援認定を受けている方
  - ③ 障害がある方（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方）
- ・平成19年4月1日から平成28年3月31日に行われた改修工事であること
  - ・平成19年1月1日以前に建築済みの家屋であること
- ① 廊下の拡幅
  - ② 階段の勾配の緩和
  - ③ 浴室の改良
  - ④ 便所の改良
  - ⑤ 手すりの取り付け
  - ⑥ 床の段差の解消
  - ⑦ 引き戸への取り換え

⑧ 床表面の滑り止め

#### 住宅耐震改修工事をした住宅

住宅耐震改修工事を実施した住宅が、次の要件を全て満たす場合には、居住部分（1戸当たり120㎡分まで）にかかる翌年度分の固定資産税の2分の1を減額します。

## 相談

### 行政相談委員に 平本幸一さん、大野茂さん

問 住民課住民相談班 ☎(内線)3319

年金や医療制度などをはじめとする国の行政に対する意見や要望があったとき、身近な相談相手になる行政相談委員に、平本幸一さん（三増）、大野茂さん（中津）が4月1日付けで総務大臣から委嘱されました。

同委員は、人権擁護委員とともに、相談をはじめとするさまざまな啓発活動を行っています。毎日の暮らしの中で、行政にこうしてほしいと思うことなどありましたら、お気軽にご相談ください。



大野茂さん



平本幸一さん

- ・平成25年1月1日から平成27年12月31日に行われた改修工事であること
- ・現行の耐震基準に適合した改修工事であること
- ・昭和57年1月1日以前に、完成していた住宅であること

人権に関すること、隣近所や家庭内のもめごと、行政に対する要望などの「こまりごと相談」を実施しています。

相談日時 ◆毎月第2金曜日

【偶数月】 午後1時30分～3時  
【奇数月】 午前10時～11時30分  
※予約受け付けは、平日8時30分から午後5時まで



助成

重度・中度障害者医療費助成制度  
10月から一部改正します

問 国保医療課医療給付班 ☎(内線) 3373

身体に一定の障害がある方を対象にした医療費の助成制度について、10月から精神障害者（1級）の通院分を助成対象に加えるなど、制度を一部改正します。

現在、医療証をお持ちの方および制度改正により新たに助成対象となることが見込まれる方には、詳しい内容を6月中旬までに個別に通知します。

主な改正点

助成対象の拡大と所得制限の導入

10月以降は、次の要件に該当する方が助成対象となります。ただし、要件に該当する方でも、前年の所得が下表内の額を超える方は対象から除きます。

- ・ 1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの方（現行どおり）
  - ・ IQ 50以下の方（現行どおり）
  - ・ 〈新規〉 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の通院分
- 年齢制限の導入 ◆ 10月以降、65歳以上で新たに障害者となった方は、対象から除きます。

■所得制限の基準額

扶養親族の数	本人の前年分所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
以降、1人増すごとに	+380,000円



助成

生ごみ処理機の購入費を補助します

問 環境課廃棄物対策班 ☎(内線) 3514

家庭から出る生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみの容量を減らしたり堆肥化したりする「生ごみ処理機」の購入費用の一部を補助しています。

対象機器と補助率

電動式生ごみ処理機 購入金額の2分の1（1世帯につき1基のみ。上限額3万円）  
堆肥式生ごみ処理器 購入金額の3分の2（1世帯につき2基まで。上限額1基につき3千円）  
密閉式生ごみ処理容器 購入金額の3分の2（1世帯につき2基まで。上限額1基につき千五百円）

申請方法 ◆ 次のものをお持ちの上、環境課へお越しください。

- ・ 領収書
- ・ 購入した機器のパンフレット
- ・ 印鑑
- ・ 振り込み口座の番号が確認できるもの（申請者本人名義のもの）

植木剪定枝破砕機貸し出し

剪定枝を自分で処理し、畑や庭などに自然還元したい方に、剪定枝破砕機の貸し出しをしています。利用



料は掛かりませんが、事前に予約が必要です。  
利用期間 ◆ 借受日・返却日を含めて4日以内（利用できる回数は、1カ月に1回）  
注意事項 ◆ 営業を目的とした方には貸し出しはできません。処理した剪定枝は畑や庭などに自然還元し、ごみ収集所には出さないでください。



## 敬老

### 長寿夫妻へ祝い金を贈ります

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎ (内線) 3338

結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、長寿をお祝いして祝い金を贈りますので、対象となる方は申請してください。

#### 祝い金を受けていない夫妻

※入籍日からの経過年数となります。

申請方法 ◆ 次のものをお持ちの上、高齢介護課で申請してください。

・ 申請書 (高齢介護課および半原出張所・中津出張所にあります)

・ 張所・中津出張所にあります)

対象者 ◆ 平成25年9月15日に町に在住し、この日の6カ月以前から住民登録している方で、次に該当する方が対象です。

・ 結婚年月日または同居年月日が確認できる書類 (戸籍謄本など)

※町内に本籍がある方は、添付の必要はありません。

・ 印鑑 (町内に本籍がある方のみ)

申請期限 ◆ 7月31日 (水)

贈呈時期 ◆ 敬老月間である9月中旬を予定

結婚後60年を迎えた夫妻 昭和27年9月16日～昭和28年9月15日に結婚した夫妻

結婚後50年または60年を経過し、ま

## 助成

### 高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」 購入費を一部助成します

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎ (内線) 3338

高齢者の外出機会の拡大を支援し、社会参加や健康づくり、生きがいの増進を目的に、神奈川中央交通株式会社 (神奈中) が販売している、高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手

形」の1年券購入費の一部を助成します。

高齢介護課で助成券の交付を申請し、交付された助成券をお持ちの上、神奈中の指定窓口で割引乗車券を購

入してください。

対象者 ◆ ことしの1月1日以前から町内に在住し、昭和19年4月1日までに生まれた方 (本年度中に70歳以上になる方) で、町税を完納している方

#### ■助成対象となる割引乗車券

神奈中での販売期間	割引乗車券の有効期間
6月21日～8月31日	購入日～平成26年6月30日
9月10日～11月30日	購入日～平成26年9月30日

助成額 ◆ 購入費9千円のうち6千円

申請期間 ◆ 6月21日 (金) から11月8日 (金) まで。認め印をお持ちください。

#### 注意事項 ◆

①1年度に1人1回限りの助成です。

町の助成を受けて購入した割引乗車券の紛失などによる再助成はできません。

②本年度は、上記対象者の内、昨年度に本助成制度を利用された方に限り案内通知をします。

③申請書は、高齢介護課にあります。

#### 助成対象者限定

### かなちゃん手形出張販売のお知らせ

神奈中が役場で「かなちゃん手形 (1年券)」の出張販売を行います。出張販売日には、助成券の申請・交付も同会場で行いますので、この機会をぜひご利用ください。

かなちゃん手形は65歳以上の方が購入できますが、この出張販売は町の助成対象者のみを限定としたものです。助成対象外の方は、神奈中でお買い求めください。

購入は本人のみで、代理購入はできませんのでご注意ください。

販売日 ◆ 6月26日 (水) から28日 (金) までの3日間  
※例年、初日および2日目の午前中は大変混み合います。待ち時間も長くなる場合もありますので、ご了承ください。

販売時間 ◆ 午前9時30分から午後3時30分まで

販売場所 ◆ 役場分館1階会議室

#### 必要なもの ◆

- ・ 認め印
- ・ 自己負担金3千円
- ・ 1年以内に撮影した顔写真 (2.5cm四方) 1枚
- ・ 年齢が分かるもの (健康保険証など)
- ・ 同日より前に助成券の交付を受けた方は、助成券

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎ (内線) 3338、3339

助成

児童手当「現況届」の提出を忘れずに

問 子育て支援課子ども福祉班 ☎(内線) 3363

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。(4月・5月分の手当は自動的に受給できます)

現況届は、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出しなかった場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

支給額(月額) ◆

〔0歳〜3歳未満〕 1万5千円

〔3歳〜小学校修了前〕

第1子・第2子 1万円

第3子以降 1万5千円

〔中学生〕 1万円

所得制限 ◆ 所得制限の基準は、年収960万円(夫婦・子ども2人の場合)で、制限額を超えた場合の支給額は月額5千円

支給時期 ◆ 原則として、毎年2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを支給

手続き方法 ◆ 5月下旬に、現在手当を受けている方へ現況届のお知らせを送付していますので、次のものをお持ちの上、子育て支援課(公務員

の方は勤務先)で手続きをしてください(郵送可)。詳しくは送付した「お知らせ」をご覧ください。

① 現況届の用紙

② 印鑑

③ 受給者の健康保険証の写しまたは年金加入証明願(国民年金加入者は不要)

※ 建設連合国保組合に加入し、厚生年金に加入されている場合は、年金加入証明願が必要。

④ 外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書(受給者および対象となるお子さんのもの)

⑤ 仕事の都合などでお子さんと別居している場合はお子さんの属する世帯の住民票(省略のないもの)

⑥ 平成25年度所得証明書  
※ 平成25年1月1日時点で町内に住所がなかった方のみ必要です。1月1日に住んでいた市町村でお取りください。

そのほかの手続き

次のような場合は、必ず子育て支援課に届け出をお願いします。  
・結婚・離婚などにより受給者を変更するとき

・ 加入している年金の種類を変更するとき

・ 振込先の口座を変更するとき(口座名義は受給者)

・ 受給者や対象の子どもが亡くなったときや別居したとき、町外へ転出するとき

・ 受給者が公務員になったとき

助成

特定不妊治療費を助成します

問 健康推進課母子保健班 ☎(内線) 3341

不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費が掛かる特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に要する、費用の一部を助成します。

本年度から、初年度は3回まで、2年度目以降は1年度あたり2回まで、通算で10回まで助成します。申請期限が治療終了日から6カ月以内に変更になりましたので、早めに申請してください。

対象者 ◆ 法律上の婚姻をしており、次の要件を全て満たす方

・ 神奈川県の特定不妊治療費助成の決定を受けていること  
・ 申請日に本町に住所を有すること

助成内容 ◆ 特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)から神奈川県による助成費を控除した額を対象として、各回10万円を限度に助成  
申請期限 ◆ 治療終了日から6カ月以内





## 助成

### 母子・父子家庭 福祉手当のお知らせ

問 福祉支援課地域福祉班 ☎(内線) 3352

母子・父子家庭などの児童養育のため、母子・父子家庭等福祉手当を支給します。6月28日(金)までに、担当の民生委員児童委員を通じて、申請手続きをしてください。

#### 対象者

◆ 次の要件を全て満たす方  
・ 配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らかでない方  
・ 義務教育終了前の児童と同居し扶養している方

・ 4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している方

・ 所得が一定限度額以下の方

※ 内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象となりません。

※ 父母に代わり児童を養育している祖父または祖母も対象となります。

給付額 ◆ 1世帯当たり年額1万円。

扶養する児童が2人以上いる場合は、2人目以降は5千円ずつ加算されます。

## 選挙

### 農業委員会委員選挙 立候補予定者事前説明会は7月2日(火)

問 選挙管理委員会事務局 ☎(内線) 3225

任期満了に伴う愛川町農業委員会委員選挙が、8月4日(日)に行われます。

これに伴う主な日程は、次のとおりです。

#### 立候補予定者事前説明会

日時 ◆ 7月2日(火) 午後1時30分  
から

会場 ◆ 役場402・403会議室

内容 ◆ 立候補の届け出について

※ 出席できるのは1候補者につき2人までです。

#### 立候補届け出の受理(告示日)

日時 ◆ 7月30日(火) 午前8時30分  
から午後5時まで

会場 ◆ 役場402・403会議室

## 助成

### スズメバチにご注意ください 駆除費用を一部助成します

問 環境課環境対策班 ☎(内線) 3512

スズメバチは攻撃性が強く、巣に近づくと危険です。巣はボールのような丸い形で茶色の濃淡のまだら模様があり、巣の出入り口は小さな穴が一つだけです。刺された場合には死に至ることもあるので注意が必要です。

#### スズメバチに刺されないために

急な動きをしない スズメバチは横へ急に動くことと反応しやすいので、手で払ったり急に向きを変えたりしないようにします。巣を見つけたら、静かに離れましょう。

#### 刺されにくい色と身なり

スズメバチは黒い色に対して攻撃します。白や黄色、銀色は比較的安全な色です。黒い服やひらひらするものは刺されやすいので、巣の近くでは注意します。

#### 巣の場所が分かっている場合

近づかないのが一番。そっとしておきましょう。11月ごろには全ていなくなってしまう、翌年その巣を使うことはありません。

#### スズメバチに刺されたら

患部を水で洗った後、冷やします。痛みの緩和には抗ヒスタミン軟こうを塗るのが効果的です。ただし、刺された後でアレルギー反応による

ショック症状を起こした場合は、すぐに医師の手当てが必要です。

#### 巣の駆除費用を一部助成

対象者 ◆ 町内でスズメバチが民家共同住宅を含む) や住宅用地に巣を作り、次の要件を全て満たしている方  
・ 駆除業者によりスズメバチの巣の駆除を実施した方  
・ 納期の経過した町税などを完納している方

#### 助成金額

◆ 駆除業者に支払ったスズメバチの巣の駆除に要した費用の1/2(千円未満切り捨て、1万円を限度)を助成します。

手続き方法 ◆ スズメバチ駆除費助成金交付申請書(環境課および町ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入し、領収書が発行された日から30日以内に次の書類を添えて本人が直接環境課にお持ちください。

#### 〈必要書類〉

駆除費領収証、現地の位置図、写真(全景・営巣駆除前後)、町税納入状況確認同意書

その他 ◆ 防護服の貸し出しも引き続き行っていますのでご利用ください。

表彰

教育委員会表彰  
— 教育・文化振興の功績者を表彰 —

問 教育総務課庶務施設班 ☎ (内線) 3612

4月29日、教育や文化の振興に功績のある方を表彰する町教育委員会表彰式が文化会館で行われ、個人10人と1団体に榮利隆一教育委員長から表彰状が贈られました。受賞者は次のとおりです。(敬称略)

社会教育関係

- 本多 照美 (中津)
- 阿部 千春 (角田)
- 三木 正 (半原)
- 別府 熙久 (春日台)
- 綱島 通男 (田代)

文化関係

- 遠藤 理敏 (三増)
- 中村 由江 (中津)
- 荻田 繁男 (田代)
- 八木 孝 (半原)
- 穂坂 康三 (半原)

社会教育関係団体

- 園芸まつばっくり (代表 西村美由紀)



組合

厚木愛甲環境施設組合  
組合事業・組合議会情報

問 厚木愛甲環境施設組合 ☎ (297) 1153

厚木愛甲環境施設組合では、厚木市・愛川町・清川村の3市町村と連携し、ごみの共同処理に向けた取り組みを進めています。

厚木市にごみ中間処理施設を、清川村に最終処分場を建設する計画で、最終処分場については、本年度、保

安林の法規制解除の取り組みと並行して、施設整備に係る実施設計に着手する予定です。  
また、3月28日の組合議会第1回定例会の結果、新副議長が選出されましたので、お知らせします。

(敬称略)

氏名 (選出市町村)	役職
太田 洋 (厚木市)	議長
釘丸久子 (厚木市)	議会運営委員長
石井芳隆 (厚木市)	
川口 仁 (厚木市)	監査委員
越智一久 (厚木市)	
井上敏夫 (厚木市)	
瀧口慎太郎 (厚木市)	
鈴木一之 (愛川町)	副議長
馬場 司 (愛川町)	議会運営副委員長
山中正樹 (愛川町)	
井出一己 (愛川町)	
落合圈二 (清川村)	
岩澤敏雄 (清川村)	

「あいかわ暮らしの便利帳」  
広告を募集

町では、暮らしに必要な制度や手続き、町の施設などの行政情報や、町の歴史、文化、観光、医療といった地域生活情報を掲載したガイドブック「あいかわ暮らしの便利帳」を、9月ごろに発行し全世帯への配布を予定しています。

民間企業との協働発行に当たり、町は掲載する行政情報などを提供し、(株)サイネックスが印刷・製本・配布を行います。

発行に係る費用は広告収入で賄います。(株)サイネックスが事業所などを訪問し広告の募集を行いますので、多くの皆様のご協力をお願いします。広告募集の詳細については(株)サイネックス横浜支店 ☎ 045(271)5580 までお問い合わせください。

問 総務課広報広聴班 ☎ (内線) 3221



I LOVE 子育て!

# 子育て ポケット

## 睡眠をしっかりと取りましょう

最近の統計では、乳幼児の中で、2歳児が最も夜更かしをしているという結果が出ています。はっきりした理由は分かりませんが、2歳児は0歳・1歳児よりも大人の生活に引きずられやすいことが考えられます。

2歳児は体力がついてきたとはいえ、3歳児以上の幼児ほど全身を使って遊ぶことは少ないので、うまく眠りに入れないことにも関係があるようです。

夜、眠っている間に体や脳の成長を促す「成長ホルモン」が出ているといわれています。睡眠不足の状態が続くと、成長への影響が懸念されます。

子どもとのふれあいを重視するあまり、お父さんが帰るまで起こしていたり、遅くまで遊ばせていたりという場合があります。それでは子どもに負担が掛かります。お父さんと元気に遊ぶのは休日にして、普段はゆっくりと眠らせてあげましょう。



子育てホットタイムの様子



### 移動子育てサロン

- 第1・第3火曜日 レディースプラザ  
6月4日・18日  
7月2日・16日
- 第1・第3金曜日 ラビンプラザ  
6月7日・21日  
7月5日・19日



### 子育て ホットタイム

- 日時◆6月11日(火)午前10時～11時
- 内容◆講話「子どもの事故防止と応急手当」
- 講師◆町消防署職員
- 会場◆子育て支援センター



### 親子で遊ぼう

- 日時◆7月30日(火)午前10時～11時
- 内容◆劇団バクによる人形劇「三びきのこぶた」
- 会場◆福祉センター 3階会議室

問い合わせ

子育て支援センター ☎ 285-8345 やさしいこ

## お楽しみ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

災害の発生が予想される場合に、町は避難についての情報を発令します。

緊急度が一番高く、すぐに避難を始めなくてはならない情報は何と云うでしょう。

①避難勧告 ②避難指示 ③避難準備情報

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限ります。答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌の感想を必ずご記入の上お送りください。

締め切り日◆6月7日(金)(郵送の場合当日消印有効)

あて先◆はがきの場合 〒243-0392 角田251-1  
総務課広報広聴班

ファクスの場合 286-5021

電子メールの場合 e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp

正解と当選者は7月1日号でお知らせします。

5月号の答えと当選者(敬称略) ◆正解: ③自転車通行止め

◆当選者: 田辺桂子、熊坂健志、高橋晴

**あいかわ楽習応援団「みんなの先生」**  
 知識、技術、経験などを生かし、皆さんの生涯学習活動を応援するボランティア「みんなの先生」の指導内容を紹介します。

☎生涯学習課生涯学習班（内線）3644

**危険物安全週間**  
**6月2日(日)～6月8日(土)**

—あなたこそ無事故を担う司令塔—  
 全国的に危険物の取り扱いに関わる事故が多く発生しています。原因の多くは、慣れや油断からくる

誤った取り扱いや、うっかりミスなどの人的要因にあります。危険物を取り扱うときは、もう一度安全を確認しましょう。

**【身近にある危険物】**

私たちの身の周りには、ガソリン・灯油などの燃料や、塗料・エアゾール製品など、数多くの危険物があります。身近にある製品の注意書きをよく読み、正しく安全に使用しましょう。

**【セルフ式のガソリンスタンドでの注意】**

「危険物を取り扱っている」という認識を持たないと、思わぬ事故につながります。利用者一人一人が正し

い給油手順と作業方法を身に付けましょう。

☎消防本部 ☎285-3131

**天然ガスへの切換え調査のお知らせ**

内陸工業ガス株式会社のガスを使用している「春日台」「桜台団地」などの地域において、天然ガスに切り換えるための事前調査を、厚木ガス株式会社が代行して8月まで戸別に訪問して実施していますので、ご協力をお願いします。（※個別ボンベ供給は除きます）

☎厚木ガス(株)熱変課 ☎046-230-2365

**文化会館催し案内**

展示			
月日	催し	主催	備考
6/1(土)～6/2(日)	春のばら展	愛川ばら会 小島 ☎281-6080	1日(土)は コンテスト有り
6/7(金)～6/9(日)	愛川花季展示会	愛川さつき会 岡本 ☎286-2224	初日は9:00から 最終日は13:00まで
6/16(日)～6/23(日)	愛川年金者の会作品展	愛川年金者の会 野尻 ☎285-2901	最終日は正午まで
6/28(金)～6/30(日)	愛川氷石奇木会展	愛川氷石奇木会 穂坂 ☎281-3972	最終日は16:00まで

※展示会場はすべて1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。毎週火曜日は休館です。  
 ※問い合わせは直接主催者をお願いします。

**相談**

**町民相談**

☎住民課住民相談班 ☎(内線)3319

法律相談《完全予約制》	7日(金)・20日(木) 午前10時～午後3時 ※7月は5日(金)・18日(木)
司法書士法律相談	12日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	13日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	19日(水) 午後1時～4時
交通事故相談	26日(水) 午後1時～4時
消費生活相談	3日・6日・10日・13日・17日・20日・24日・27日 午前10時～午後4時
人権・行政こまりごと相談	14日(金) 午後1時30分～3時

※会場は役場相談室です。  
 ※法律相談は弁護士が対応します。予約は、相談日の7日前から開始します。(その日が祝日の場合は翌開庁日から)

**教育相談**

☎教育開発センター  
 ☎206-1061 (直通)

来所相談
毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時
出張相談
●レディースプラザ 3日(月) ●ラビンプラザ 17日(月) いずれも午前10時～午後3時
電話相談
平日 午前9時～午後4時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など。

☎フリーダイヤル 0120(5)30310 防災行政無線の内容を電話で確認  
 防災行政無線の放送が聞こえなかった場合は、放送内容が電話で確認できる「音声自動応答サービス」のご利用を。



# お知らせ



## 今月の納税・納付期限

【町県民税】第1期分・全期前納分  
 【国民健康保険税】第1期分・全期前納分  
 【介護保険料】第1期分  
 納税期限は、7月1日(月)です。

## 休日納税・相談窓口

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 6月29日(土)・30日(日)午前8時30分～午後5時 所 役場1階税務課

## 道路の適切な管理にご協力を!

皆さんが安全に快適に道路を利用するには、適切な維持管理が必要です。町では、定期的にパトロールを実施し、路面補修などを行っています。歩道の段差解消などのバリアフリーにも積極的に取り組んでいますので、道路の適正な使用と安全確保にご理解とご協力をお願いします。

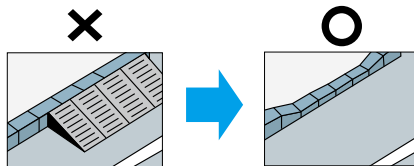
### 段差解消ブロックは置かないで

自動車の出入り用に道路の段差を

解消するため、鉄板や段差解消ブロックなどを道路上に設置しているケースが多く見られますが、これらの行為は道路法に違反するため禁止されています。

歩行者がつまずいたり、滑ったりしてけがをすることがあり、オートバイや自転車の転倒の原因にもなります。重大な事故を引き起こした場合、設置した人の責任も問われることがありますので、絶対に置かないでください。

駐車場と道路の段差を解消する場合には、縁石の切り下げ工事が必要になりますので、道路管理者に申請し許可を得てください。なお、この工事にかかる費用は申請者の負担となります。



### 樹木が張り出さないよう管理を

個人の敷地から張り出している樹木は個人の財産になりますので、町で枝切りなどはできません。道路管理者として町から所有者に枝切りなどをするよう依頼します。

敷地から道路に樹木が張り出していると、見通しが悪くなり事故の原因

にもなりかねませんので、樹木を植えている方は、敷地から道路に張り出さないよう管理をお願いします。

問 道路課道路管理班 ☎(内線) 3413



## 「生涯学習ガイドブック」をご活用ください

平成25年度版「生涯学習ガイドブック」ができました。ガイドブックには、皆さんの生涯学習活動をお手伝いするための情報が満載です。ぜひご活用ください。町施設での配布のほか、ホームページからもダウンロードできます。

### 【掲載内容】

#### 講座の年間予定表

町などが開催する講座や教室など、学習情報を掲載

#### 出前講座メニュー

皆さんの指定する場所に町職員が出向いて、町の仕事や町職員の専門知識を生かした話をする講座の紹介

# 施設ガイド



## スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

当選者は7月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。

今月の抽選予約 9月利用分  
 抽選結果 7月2日(火)

問 スポーツ・文化振興課 ☎(直通) 285-6958

## 図書館 休館

6月19日(水)から30日(日)まで、蔵書点検のため休館します。期間中は、図書の閲覧および貸し出しができなくなります。

6月5日(水)から17日(月)までの間は、図書の貸し出しを1人8冊まで(CDは2枚まで)とします。ご不便をお掛けいたしますがご協力をお願いします。

## 今月の休館日・休園日

第1号公園体育館	毎週火曜日
田代運動公園・三増公園陸上競技場	毎週火曜日
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館・ラビンプラザ	毎週火曜日
レディースプラザ	25日(火)
図書館	毎週火曜日、1日(土)、19日(水)～30日(日)
郷土資料館	毎週月曜日

町内循環バス「中津西南ルート」(第1便は利用可能)、「迂回運行のお知らせ」(ガスマン敷設工事により迂回運行するため、「坂本」バス停が6月19日(水)まで)

催し



学びづくり講演会・教育懇話会

かながわ学びづくり推進地域研究の一環として、学びづくり講演会と教育懇話会を開催します。「学力向上と基本的生活習慣の知られざる関係」をテーマに講演後、子どもの学力や家庭生活の改善について、自由な雰囲気です。

日 7月6日(土)午後1時30分～5時 所 【講演会】文化会館ホール 【教育懇話会】

文化会館3階会議室 師 東海大学教授 小澤治夫さん 申 6月20日(木)までに、お電話で申し込みください。

問 教育開発センター ☎(内線) 3619

募集



平和資料館親子見学会

未来を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、平和資料館の親子見学会を開催します。ぜひ、この機会に戦争や平和について、親子で一緒に考えてみませんか。

日 7月27日(土)午前8時～午後5時30分 所 川崎市平和館(川崎市中原区)と昭和館(東京都千代田区) 人 町内の小学校に通う5年・6年生の親子20組40人(応募多数の場合は抽選) 費 親子1組、300円程度(施設入場料) 他 昼食は町で用意します 申 小学校から配布された参加申込書を記入の上、6月14日(金)までに小学校へ提出

問 企画政策課企画政策班 ☎(内線) 3233

保健師から一言

疲れていませんか?あなたの目

最近では、テレビはもちろん、ゲームやパソコンなども身近になり、目を酷使する機会が増えました。気が付かないうちに、視力が衰えていたという人もいるのではないのでしょうか。身体に悪影響が及ぶこともありますので、早めの対策を立てましょう。

【目の疲れとは】

「目の疲れ」は、本当に目が疲れただけなのでしょうか。

たとえば、沢山の書類に目を通したとき、長時間のパソコン操作をしたときに目がショボショボすることがあります。きっと、多くの人は目を使いすぎたからだと思うでしょう。確かに一部はその通りです。しかし、残業や寝不足からくる身体の疲れ、重くのしかかって

る責任や、物事がうまく進まないイライラなどからくる精神的なストレスが「目の疲れ」として表れることもあります。

【自覚症状】

目の疲れの一般的な症状には、目がショボショボする、しみる、乾く感じがする、痛い、ぼやける、充血しているなどがあります。しかし、目の疲れの症状は全身の疲れのサインでもあるので、頭痛や肩こり、腕が拳がらないなどの症状が出ることもあります。

また、寝つきが悪い、朝起きるのがつらい、飽きっぽくなった、だるい、熱っぽい感じがするなどを感じる人もいます。このような症状は、ほかの病気でも起こることがあるので正しい診断を受けることが大切です。

【目の過労を避けるために】

まず、眼科で視力の確認をしましょう。自分が思っているよりも視力が衰えていて、眼鏡が必要になる人もいるでしょうし、今持っている眼鏡の調整が必要になる人もいるかもしれません。

また、正しい姿勢を保つことも重要です。姿勢が悪くなると、首や肩に負担がかかって、肩こりや頭痛の症状が出やすくなります。自分の体格に合わせて机や椅子を調整してください。長時間のデスクワークや細かい作業をすることは、体に良いことではありません。作業時間を短くし、休憩を挟むようにしましょう。時には、ぼんやりとすることも大切です。遠くの木々の緑を眺めて、深呼吸してみてください。はいかがでしょうか。

■音声版広報あいかわ 録音ボランティアグループ「かえでの会」のご協力により、視覚障害者用に音声テープ化されています。ご希望の方は社会福祉協議会にご連絡ください。☎(内線) 3792



# 保健ガイド



問い合わせは健康推進課へ  
☎(内線) 3341 ~ 3344

## 乳幼児の健康診査

対象者には6月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。健診時間・開場時間は通知でご確認ください。

所 福祉センター 3階会議室

対象	期日	持ち物
4カ月児 (平成25年2月生まれ)	7月2日(火)	母子健康手帳、問診票
10カ月児 (平成24年9月生まれ)	7月11日(木)	母子健康手帳、問診票
1歳6カ月児 (平成23年12月生まれ)	7月12日(金)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児 (平成21年12月生まれ)	7月9日(火)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

## すくすく親子健康相談

日 6月24日(月) 午前9時30分～11時  
所 庁舎分館1階会議室 人 就学前の子とその保護者 物 母子健康手帳  
申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

## ヘルスあっぷ相談

生活習慣病予防や食事について保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など。

日 6月17日(月) 午後1時30分～2時30分  
所 福祉センター3階会議室 人 町内在住の方 申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へ。

## お子さんの歯科保健指導

日 6月27日(木) 所 福祉センター 3階会

議室 物 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル 他 育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。むしばいばい教室は、午前10時から正午ごろまで。開始時間をすぎでの入室はできませんので、余裕をもってお越しください。2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。対象者には6月上旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

歯科保健指導	対象	受け付け
むしばいばい(虫歯予防)教室	平成24年5月生まれ	午前9時30分～9時55分
2歳児歯科検診	平成23年5月生まれ	午後1時～1時45分
	平成22年11月生まれ	午後1時45分～2時30分

## 学んで得する! 町民健康講座

6月から平成26年3月まで、健康に関するさまざまなテーマで町民健康講座を開催します。町民の方ならどなたでも受講できますので、生活習慣病予防や健康づくりのためにぜひ参加してみませんか。1講座からの参加もできますので、多くの方の参加をお待ちしています。年間予定表は、健康推進課窓口でお配りしています。

日 各日午後1時30分～3時30分 人 町内在住の方、各講座定員30人 物 健康手帳 ※お持ちでない方には当日

### 町民健康講座(前半一覧)

日程	テーマ	講師	会場
6月20日(木)	栄養と免疫 ～体を守る仕組みと食の関係～	神奈川工科大学教授	福祉センター3階会議室
7月25日(木)	血管を柔らかく保ちましょう 心臓病の予防について	愛川北部病院医師	役場4階会議室
9月5日(木)	心と体を元気にするコツ	かながわ健康財団心理相談員・アロマアドバイザー	役場4階会議室
10月17日(木)	いつまでも若々しく! 食事とお口の健康について	町管理栄養士・歯科衛生士	新保健センター1階多目的室

交付します。申 登録制ですので、健康推進課へ申し込みください。本年度一度登録した方は再度登録する必要はありません。

## がん検診の受診券について

がん集団検診を申し込まれた方には、6月中旬に受診券・問診票・便の検査容器(大腸がん検診を申し込まれた方)をお送りします。

乳がんの集団検診(マンモグラフィ併用)を申し込まれた方には、11月上旬に別途、受診券と問診票をお送りします。

がん医療機関検診は、7月下旬に対象者に受診券をお送りします(申し込み不要)

※本年度のがん集団検診の申し込みは、既に受け付けを終了しています。

## 食育展を開催します

6月は「食育月間」です。

食育とは、一人一人が生涯を通じて健康な生活が送れるように、自分の食について考える習慣や、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身に付けるための取り組みです。

食育に関する町の取り組みや、おすすめレシピの紹介をする食育展を開催しますので、食について考え見直してみませんか。

日 6月17日(月)～21日(金) 所 役場1階ホール

放射線量測定結果はホームページで、大気や水道水、学校給食の食材などの放射線量を定期的に測定しています。測定結果は町ホームページ「東日本大震災関連情報(放射線量の測定結果など)」をご覧ください。

# みんなのサポセン

あいかわ町民活動サポートセンターに登録している団体を紹介しします

## 愛川華道協会 ～花と人 伝統文化に触れて～

生け花は、日本の豊かな自然、日本人の感性と美意識によって生まれた芸術です。

愛川華道協会は、昭和57年に発足し、会員相互の交流を図りながら、日本の伝統文化を学び、地域における伝統文化の推進を目指し活動する団体です。

平成21年から文化庁委嘱事業として、平成23年からは当協会事業として「伝統文化こども教室」を実施しています。こども教室は、小学生から高校生までの子どもたちを対象に、生け花を通じて日本の文化に触れ、人や物に対し、日本人ならではの優しい気持ちと、繊細で優雅な心を培ってもらえるよう実施しています。

「植物に触れたり、仲間と交流したりすることで、今までの生活に変化が生まれ、人生を美しく彩ってくれます。例えば、バランス感覚を習得できますし、仲間との共感・共鳴の感動を体験できます。また、植物に息づく季節感や自然の偉大さにふれることで心身が癒されます」と語る代表の原さん。指導する会員の皆さんは「子どもたちへは、技術だけではなく、華道を通じて一生懸命に取り組む姿勢、集中力や忍耐力の大切さなどを指導しています。ルールを学ぶことで、礼儀作法も身に付き、自然と日常生活でも実践できるようになっていきます」と話します。大人になっても生け花を続けて欲しいと、皆さんは思いを一つにしています。

「テレビゲームより、お花を生ける方が楽しいです!」と答えてくれたのは、こども教室に参加した小学生たち。生きる花を扱うことで、命の尊さを知った彼らの心には、大きな愛情と優しさが芽生えることでしょう。

「花遊びアレンジ教室」などの講座や展示会なども開催しています。活動に関心がある方は、右記までお問い合わせください。



### 「伝統文化こども教室」

日時◆平成26年3月までの第1土曜日(月1回)  
午前10時～正午

会場◆レディースプラザ

対象◆小学1年生～6年生

費用◆1回600円程度(材料費:花代)

問 愛川華道協会 代表 原多寿子 ☎285-1802

### サポセン運営委員が決定しました!

運営委員の任期満了に伴い、新たに10人の運営委員が決定しました。

新体制のもと、サポートセンターも心機一転。皆さまに、より一層利用しやすく、登録団体の活動の活性化につながるような事業を実施しますので、ご協力をお願いします。

#### 【新運営委員(敬称略)】

平本幸一(運営委員長)、小倉理男(副委員長)、田巻真理、渡邊基、辻陽子、藤本弘、榎本美幸、土井幸子、田中伸一、吉川眞志

### サポセン登録団体活動発表会



現在、サポートセンターには、約120団体登録しており、まちづくりや青少年育成、保健福祉などのさまざまな分野で活動を行っています。

その中から、数団体が活動内容や成果の発表を行います。当日は、情報交換の場としてもご利用いただけますので、お気軽にお越しください。

日 6月29日(土)午後1時30分～

所 庁舎分館1階会議室

問 あいかわ町民活動サポートセンター

☎(205)1323 (FAX)(205)1324



## 春の叙勲 古座野一夫さんが 瑞宝単光章を受章



春の叙勲受章者として、元日本郵政公社職員古座野一夫さん（田代）が瑞宝単光章（郵政業務功労）受章の栄に輝きました。

古座野さんは、昭和38年に愛川郵便局（現：愛川田代郵便局）へ入職、以来40年間、郵便配達などに従事され退職後も10年間にわたり郵政業務に尽力されました。

## つつじまつりを開催



好天に恵まれた4月29日、県立あいかわ公園で、「つつじまつり」が開催され、約2万5千人の来場客でにぎわいました。

会場では、手すき和紙や組ひもづくりなど、町の伝統工芸の体験教室や、各種模擬店が出店されたほか、愛川高校生による和太鼓の迫力ある演奏や町内の子どもたちのダンスなども披露され、来場者から盛んな拍手が送られていました。また、観光キャラクター「あいちゃん」とのジャンケン大会や写真撮影なども行われました。

来場者は40種4万本を超えるつつじが咲く公園の散策や、町郷土資料館・県工芸工房村の見学など、思い思いに爽やかな春の一日を楽しんでいました。

## 座間自衛隊愛川協力会 防衛大臣から感謝状



左から 市川福幸副会長、市川勝彦会長、  
山田町長、馬場輝芳副会長

座間自衛隊愛川協力会では、東日本大震災に際して派遣された自衛隊員に「少しでも、災害の最前線で活動している隊員の助けになれば」と、栄養ドリンクやお茶などの物資を送りました。この好意が隊員を支援し士気高揚に寄与したとして、防衛大臣から特別感謝状が贈られ、5月7日に町長へ報告に訪れました。

座間自衛隊愛川協力会は、日頃から自衛隊との相互理解と親睦を図り、自衛隊の発展のため支援する活動をしています。

## 農林まつり、リサイクルマーケット を開催

5月3日、農林まつりとリサイクルマーケットが開催されました。

農林まつりでは、これからシーズンを迎える草花や野菜の苗などの即売、農産物や林産物の即売、模擬店、木工教室、ステージイベントなど、さまざまな催しが行われました。花の寄せ植えを学ぶガーデニング教室や、お米のすくい取りには、大勢の方が参加していました。

同時開催のリサイクルマーケットでは、熱心に掘り出し物を探す姿が見られ、物を大切にする心を育む催しとなりました。





見ごろを迎える  
「しょうぶの里」



中津下谷地域の「しょうぶの里」では、ハナショウブが6月上旬から中旬にかけて見ごろを迎えます。



ハナショウブは約200メートルの用水路沿いに植えられており、さらさらと流れる水音とともに、訪れる人を楽しませてくれます。

今月の日曜・祝日当番医

診療時間 ◆ 午前9時～11時30分、午後2時～4時30分

2日	愛川北部病院	☎284-2121
9日	愛川北部病院	☎284-2121
16日	和田医院	☎281-3688
23日	さくらクリニック	☎284-1002
30日	愛川北部病院	☎284-2121
その他の休日	厚木市休日夜間急患診療所(メジカルセンター)	☎297-5199

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

5月1日現在の人口と世帯 ( )内は前月比

■人口42,298人(9):男22,030人(30) 女20,268人(-21)  
■世帯数 17,657世帯(35)  
※住民基本台帳搭載人口・世帯数

1 (土)

2 (日) 当番医:愛川北部病院

3 (月) 議会本会議(1日目) 消費生活相談

4 (火) 議会本会議(2日目) 4カ月児健康診査

5 (水) 議会本会議(3日目)

6 (木) 消費生活相談

7 (金) 法律相談

8 (土)

9 (日) 当番医:愛川北部病院

10 (月) 消費生活相談

11 (火) 3歳6カ月児健康診査

12 (水) 司法書士法律相談

13 (木) 行政書士相談 消費生活相談  
10カ月児健康診査

14 (金) 議会本会議(4日目) 人権・行政こまりごと相談  
1歳6カ月児健康診査

15 (土)

16 (日) 当番医:和田医院

17 (月) 消費生活相談 ヘルスあっぷ相談

18 (火) 町長と話し合うつどい

19 (水) 多重債務相談

20 (木) 町長と話し合うつどい 法律相談  
消費生活相談

21 (金)

22 (土)

23 (日) 当番医:さくらクリニック

24 (月) 町長と話し合うつどい 消費生活相談  
すくすく親子健康相談

25 (火)

26 (水) 交通事故相談 かなちゃん手形出張販売

27 (木) 町長と話し合うつどい 消費生活相談  
むしばいばい教室 2歳児歯科検診  
かなちゃん手形出張販売

28 (金) かなちゃん手形出張販売

29 (土) 休日納税・相談窓口

30 (日) 休日納税・相談窓口  
当番医:愛川北部病院



毎年6月に開催している「あいかわ健康の日」は、新保健センターが工事中のため実施しません